

# 新婚さん住まいる応援事業補助金

若者の地元定着を図り、活力あるまちづくりを推進するため、新婚世帯の住宅取得費用の一部を補助します。

・住宅の購入 30万円

さらに

・住宅の新築、新築住宅の購入 10万円加算  
・市内に本店のある事業者との契約 10万円加算

最大

50万円

## 対象・条件

- ・住宅取得等の契約時に婚姻届の提出日から5年以内の夫婦又は、契約時から補助金の交付申請日までに婚姻届を届出した夫婦（合計年齢が80歳以下または中学生以下の子どもがいること）
- ・令和3年3月1日以降に申請者により取得にかかる契約がされた住宅で引き続き所有されているもの
- ・取得の金額が100万円（税抜き）を超えているもの
- ・市税等の滞納がない方
- ・申請は、契約締結日から1年6ヶ月以内に行うこと
- ・増築の場合は、申請者の三親等以内の親族により所有され、その建物を含む固定資産税の未納がないこと
- ・過去にこの補助金及びふるさとお帰り支援事業補助金を受けていない方
- ・中津川市に5年以上定住する意思を持っている方



## 他の制度を併用すると…

「新婚さん住まいる応援事業」と

「フラット35 地域連携型」を併用すると…

当初5年間の借入金利

年 0.5%引下げ



お問い合わせ先 中津川市定住推進課

〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号 中津川市役所本庁舎3階

電話：0573-66-1111 メール：teiju@city.nakatsugawa.lg.jp